

務第363号
平成19年3月30日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「早く家庭に帰る日」の取組みについて

岐阜県の少子化対策に関する考え方や姿勢を包括的に盛り込み、県、市町村、民間団体、企業、県民等が一体となって今後の少子化対策を展開する基盤となる、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成19年岐阜県条例第11号。以下「条例」という。）が、平成19年3月20日に公布、施行された。

この条例では、毎月8がつく日（8、18、28日）を「早く家庭に帰る日」と定め、子育て家庭の保護者の働き方を見直し、早く家庭に帰って、子どもとふれあう時間が持てるように県民運動として取り組むこととしている。

については、各所属においても、職員に対して条例の周知を図るとともに、その趣旨を踏まえ、「早く家庭に帰る日」には早期退庁に努め、子育て家庭の保護者が子どもとふれあう時間を持ち、また、独身者や子どもがいない夫婦等についても、早く家庭に帰ることで心身のリフレッシュが図られるよう、積極的な取組みに配慮されたい。